

広島県選挙管理委員会告示第六十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができたる施設に、次のとおり変更があった旨、広島県選挙管理委員会及び庄原市選挙管理委員会から報告があった。

平成十九年八月二日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

指 定		施 設		変 更 後	
名 称	所 在 地	事 項	変 更 後	名 称	所 在 地
広島市西隣保館	広島市西区福島町一丁目一 九番一二号	名 称	広島市西地域交流セン ター	名 称	広島市安佐北区あさひ が丘六丁目三番二五号
日浦集会所	広島市安佐北区安佐町大字 あさひが丘一五九九番地	所 在 地	広島市安佐北区あさひ が丘六丁目三番二五号	名 称	広島市安佐北区あさひ が丘六丁目三番二五号
庄原市西城人権セン ター	庄原市西城町栗二五九番地 一	名 称	庄原市西城ふれあいセ ンター（ほほえみ館）	名 称	庄原市西城ふれあいセ ンター（ほほえみ館）